

第3回 釧路地域4市町合併協議会都市環境小委員会

日 時 平成16年10月5日(火) 午後1時30分から

場 所 釧路市交流プラザさいわい 3階 大ホール

出席者(9名)

委員長 二瓶 雄吉

副委員長 中村 藤雄

委員 小笠原 和子

金山 泰明

梅崎 明生

松橋 主幸

清水 一芳

佐藤 幸雄

東 利勝

欠席者(3名)

委員 門間 俊二

山田 圭祐

川村 利明

## 1 . 開会

二 瓶 議 長： 皆様ご苦勞様でございます。本日はお忙しい中、出席をいただき誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今より「釧路地域4市町合併協議会第3回都市環境小委員会」を開催させていただきます。

規定に基づきまして私が議長を務めさせていただきます。

会議の開催に当たりましては、小委員会設置規程第6条第2項の規定によりまして、委員の過半数の出席が必要となっておりますが、本日は総数12名の内9名の出席をいただいておりますので、定足数を超過しておりますので会議は成立しております。

また、本日の会議時間につきましては、概ね2時間程度を予定しています。続きまして、小委員会設置規程第7条の規定により会議録署名委員を指名させていただきます。本日は阿寒町の金山泰明委員、音別町の佐藤幸雄委員の2名を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

なお、本小委員会につきましては議事録を作成するため、発言を録音させていただきます。事務局員からマイクを受け取りましたら、市町名とお名前をおっしゃってから発言いただきますようお願いいたします。

## 2 . 協議事項

二 瓶 議 長： それでは早速議事に入りたいと思いますが、はじめに協議事項(1)「調整方針修正案の検討について」事務局より説明願います。

事 務 局： それでは、協議事項の説明の前にお配りしております資料について確認させていただきます。はじめに事前に配布させていただきました「都市環境小委員会第3回会議資料」、「別紙2 調整方針修正案」、「別紙3 協定書整理案」、さらに本日配布させていただきました「別紙1 調整方針修正及び協定書整理状況一覧表」でございます。資料に不足がなければ協議事項の説明に入らせていただきます。別紙2をご覧ください。協議事項(1)「調整方針修正案」につきまして説明させていただきます。

(下記の調整方針修正案について事務局より説明)

通番1【08-04-01-03】「収納」

二 瓶 議 長： ただ今、事務局からの説明のありました協議事項(1)「調整方針修正案の検討について」ご質問、ご意見はございませんか。

(「ありません。」の声)

二 瓶 議 長： ただ今、提案された協議事項(1)「調整方針修正案の検討について」の協議を終了したいと思います。了承するということによろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

二 瓶 議 長： それでは、協議事項(1)「調整方針修正案について」は了承されました。  
続きまして、協議事項(2)「合併協定項目案の検討について」事務局より説明願います。

事 務 局： 協議事項の(2)「合併協定項目案について」ご説明いたします。会議資料2ページでございますが、「合併協定項目案」につきましては、7月7日の合併協議会の全体会議で承認された「合併協定項目一覧」に従い、これまで4市町協議の中で検討・修正された調整方針の内容を盛り込んだものとなっております。他の委員会も同様でございますが、この小委員会で担任する協定項目について、別紙3の「協定書整理案」の中でお示ししている項目ごとの「合併協定項目案」について、その項目に盛り込む内容をご検討いただきたいと考えております。なお、「合併協定項目案」につきましては、「ア」として記載しておりますとおり、それぞれの項目の後ろに「調整方針要約一覧」として、これまでの協議でまとまりました調整方針の内容を一覧の形でまとめておりますが、この一覧の中から、住民に深く関わる項目を中心に「合併協定項目案」の中に盛り込んでいきたいと考えております。また、「調整方針要約一覧」でございますが、ただ今申し上げますとおり、これまで協議されてきた4市町の調整方針のうち、調整不要や合併前に廃止となる事業を除き、調整方針の内容を要約したものでございます。

この一覧のうち、「取り扱い区分」欄につきましては、「新市でどのような対応になるのか」を分かりやすく示すことができるよう、4つの区分に分けて整理しております。1つは「現行のまま新市に引き継ぐもの」ということで、合併にあたっての対応がなく、現行が引き継がれる場合を集約させていただいております。また「各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」及び「市(町)の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」の内容につきましては、現行の制度や事業を新市全体に適用する場合、「新市において廃止するもの」の内容につきましては、現行の制度や事業を合併にあたって廃止する場合、「新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの」の内容につきましては、新市全体に適用するか否かを合併後に検討する場合の4つに区分して整理しております。

また、「調整方針要約一覧」に係るその他注釈事項といたしまして「a」といたしまして、1つの調整項目で内容が多岐にわたる場合は、複数の「取り扱い区分」に分割して掲載していること、「b」といたしまして、小委員会が担任する調整項目につきましては、「合併協議会項目番号」欄を網掛け表示していること、「c」といたしましては、「調整を必要とする事項」欄は、調整の方向がよく分かるよう調整方針の内容や補完する事項を要約して掲載していること、また、「d」といたしまして、「合併協定項目(案)」に盛り込む内容については、「事業や施設等の名称」及び「調整を必要とする事項」欄に下

線で表示しているところでございます。

以上、資料の内容についてご説明させていただきましたが、当小委員会におきましては、これらの資料をもとに、まず「調整方針要約一覧」の「調整を要する事項」欄の記述内容についてご確認をいただいた上で、「合併協定書」に盛り込む項目などについてご検討をいただきたいと思いますと考えております。なお、本日ご提案しております「合併協定書案」の中には、6市町村時に協議した「先行調整項目」については、すべて盛り込む形で整理させていただいているところでございます。

以上、「合併協定項目案」の検討に当たりまして、基本的な考え方を説明させていただきましたが、次に別紙3をご覧くださいと存じます。表紙にございます特記事項として記載をいたしておりますが、未提案の【21】「字名・町名の取扱い」の合併協定項目を除き、ご審議をいただく協定項目といたしまして、本小委員会が所管しておりました調整方針修正案のうち、【25 - 16】「その他の事務事業の取扱い / 建設関連事業」、【25 - 17】「都市計画事業」、【25 - 18】「市町村営住宅事業」、【25 - 19】「上・下水道事業」の4協定項目は協定書記載文案を含めてご審議いただきたいと思います。続きまして、16ページにあります【05】「財産・基金等の取扱い」、18ページにあります【09】「一般職の職員等の取扱い」、22ページにあります【14】「組織機構の取扱い」、25ページにあります【16】「附属機関等の取扱い」、27ページにあります【17】「一部事務組合・公社等の取扱い」、29ページにあります【18】「公共団体等の取扱い」、35ページにあります【19】「使用料、手数料等の取扱い」、40ページにあります【20】「補助金、交付金等の取扱い」、45ページにあります【25 - 01】「電算システム事業」、47ページにあります【25 - 04】「住民活動支援及び交通関連事業」、49ページにあります【25 - 06】「環境関連事業」、52ページにあります【25 - 14】「商工・観光関連事業」の12項目につきましては、他の小委員会と輻輳項目でございますが、それぞれの項目の「調整方針要約一覧」の中ほどにございます「合併協議会項目番号」欄を網掛けした項目が、当小委員会に関係する部分でございますので、この部分に関してのご確認をいただきたいと思いますと考えております。なお、これらの「合併協定項目案」につきましても、他委員会所管に関係する分が現在協議中でありまして、予定稿となっておりますことをご了承いただきたいと思います。本日、ご審議いただく合併協定項目案につきましては、【25 - 16】「その他の事務事業の取扱い / 建設関連事業」、【25 - 17】「都市計画事業」、【25 - 18】「市町村営住宅事業」、【25 - 19】「上・下水道事業」の4協定項目は、項目ごとに説明させていただき、それぞれの項目ごとにご審議いただきたいと思います。【05】「財産・基金等の取扱い」以下の12項目につきましては一括ご説明し、ご審議をお願いいたします。それでは、【25 - 16】「その他の事務事業の取扱い / 建設関連事業」から説明させていただきます。

(下記の協定書整理案について事務局より説明)

【25 - 16】「その他の事務事業の取扱い / 建設関連事業」

二 瓶 議 長： ただ今、事務局から「合併協定項目案」について説明がありました。これまで4市町で協議してきました調整方針の協議内容につきましては、資料の「調整方針要約一覧」の中で、それぞれ要約、整理をしていただいているところでございますので、「合併協定項目案」の検討に当たりましては、主の中からどの項目を選択して、載せていくのかということが中心になるのではないかと考えております。それでは、協定項目の順番に従い、【25 - 16】「その他の事務事業の取扱い / 建設関連事業」について、ご質問、ご意見をいただきたいと思っております。

(「ありません。」の声)

二 瓶 議 長： ただ今の【25 - 16】「その他の事務事業の取扱い / 建設関連事業」について了承するというところでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

二 瓶 議 長： 続きまして、【25 - 17】「都市計画事業」について説明してください。

(下記の協定書整理案について事務局より説明)  
【25 - 17】都市計画事業」

二 瓶 議 長： ただ今、事務局から説明のありました【25 - 17】「都市計画事業」について、ご質問、ご意見はございませんか。

梅 崎 委 員： 前回、再協議扱いとした「字名・町名」が今回まだ提案されていない中で、7ページの にある【09 - 01 - 08 - 01】「字名・町名」の取扱いが、よく理解できません。5ページに記載されている「住居表示」との関係は、どのようになっているのでしょうか。

事 務 局： まず、住居表示の部分でございますが、取扱いといたしましては「各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」という区分にしております。現実的に住居表示が行われているのは釧路市と阿寒町で、白糠町と音別町については住居表示ではなく、いわゆる町名変更の中で対応されていると聞いております。住居表示そのものは現行のまま残っていくわけですが、ご指摘のように「字名・町名の取扱い」の部分で地域審議会等の取扱いによってどのようになっていくのかといった点があります。

もう1点としましては、新市名の次に旧町名を付ける方向で議論していただいておりますが、そうしますと新市名が今、「釧路市」の方向で新市建設構想小委員会において議論されており、仮に「釧路市」でご承認をいただいた場合、阿寒町・白糠町・音別町につきましては、それぞれ持っている町名の

前に「阿寒」もしくは「阿寒町」、「白糠」もしくは「白糠町」という付け方になるかと思えます。それから従来の町名の前に旧自治体名を付けるという方向でいきますと、新しい町名として整理されていくこととなりますので、新市になってから町名変更する流れとなります。従いまして、この住居表示の部分とは一線を画すこととなります。

梅崎委員： 地域自治区の絡みの中で、旧町名が付くか付かないかによって住居表示と関わってくると思うのですが、いかがでしょうか。

都市計画専門部会： 先ほど事務局から説明いたしましたが、現在、住居表示は釧路市と阿寒町の一部で行われております。住居表示の設定におきまして字名・町名の変更が伴う地区については、当然表示も変わることになりますが、その行為自体は地方自治法第260条の字名・町名の変更で行いますので、住居表示自体を新たに設定するとか変更するとかいう行為は、合併時まで起こらないということになります。字名・町名の変更は、その方針が決まってからになりますが、住居表示自体は合併時まで何ら変更しないということになります。

梅崎委員： 分かりました。

二瓶議長： 他にございませんか。

(「ありません。」の声)

二瓶議長： ただ今の【25 - 17】「都市計画事業」について了承するというところでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

二瓶議長： 続きまして、【25 - 18】「市町村営住宅事業」について説明してください。

(下記の協定書整理案について事務局より説明)

【25 - 18】「市町村営住宅事業」

二瓶議長： ただ今、事務局からの説明のありました【25 - 18】「市町村営住宅事業」について、ご質問、ご意見はございませんか。

(「ありません。」の声)

二瓶議長： ただ今の【25 - 18】「市町村営住宅事業」について了承するというところでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

二 瓶 議 長： 続きまして、【25 - 19】「上・下水道事業」について説明してください。

(下記の協定書整理案について事務局より説明)

【25 - 19】「上・下水道事業」

二 瓶 議 長： ただ今、事務局からの説明のありました【25 - 19】「上・下水道事業」について、ご質問、ご意見はございませんか。

金 山 委 員： 阿寒湖温泉の水道料金と下水道使用料は特殊な料金体系になっております。そういった形でなければホテル関係など大量に水を使う所は営業が成り立たなくなってしまうので、前回の小委員会でもお願いをしたところですが、その時の答弁では「期限は切らないで、料金の改定については当分しない」ということでありました。そういう理解でよろしいでしょうか。

事 務 局： おっしゃるとおり「合併時については、そのまま引き継ぐ」という考え方になります。10 ページの「3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」の「(1) 水道料金等の賦課」、それから「(2) 下水道使用料等の賦課」にそのことを記載させていただいておりますので、ご了解をいただければと思います。

金 山 委 員： 「(2) 下水道使用料等の賦課」では「合併後2年程度で統一を図る」と書いてありますが、こういった取扱いになるのでしょうか。

事 務 局： 下水道使用料につきましては、後段の方で説明を予定しておりましたが、35 ページの「19 使用料、手数料等の取扱い」の項目で「3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」の中で「(4) 下水道使用料」、「(5) 水道料金」に調整方針で承認された内容を記載させていただいておりますので、ご了解をいただければと思います。

金 山 委 員： 前回の答弁と変わらないということで分かりました。

二 瓶 議 長： 他にございませんか。

(「ありません。」の声)

二 瓶 議 長： ただ今の【25 - 19】「上・下水道事業」について了承するということによろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

二 瓶 議 長： 続きます【05】「財産・基金等の取扱い」から【19】「使用料、手数料等の取扱い」までの7項目につきまして説明してください。

(下記の協定書整理案について事務局より説明)

【05】「財産・基金等の取扱い」

【09】「一般職の職員の身分等の取扱い」

【14】「組織機構の取扱い」

【16】「附属機関等の取扱い」

【17】「一部事務組合・公社等の取扱い」

【18】「公共的団体等の取扱い」

【19】「使用料、手数料等の取扱い」

二 瓶 議 長： ただ今、事務局からの説明のありました、【05】「財産・基金等の取扱い」から【19】「使用料、手数料等の取扱い」までの7項目につきまして、ご質問、ご意見はございませんか。

(「ありません。」の声)

二 瓶 議 長： それでは、【05】「財産・基金等の取扱い」から【19】「使用料、手数料等の取扱い」までの7項目につきまして了承するということによろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

二 瓶 議 長： 続きます、【20】「補助金、交付金等の取扱い」以下5項目について説明してください。

(下記の協定書整理案について事務局より説明)

【20】「補助金、交付金等の取扱い」

【25 - 01】「電算システム事業」

【25 - 04】「住民活動支援及び交通関連事業」

【25 - 06】「環境関連事業」

【25 - 14】「商工・観光関連事業」

二 瓶 議 長： ただ今、事務局からの説明のありました【20】「補助金、交付金等の取扱い」から【25 - 14】「商工・観光関連事業」までの5項目につきまして、ご質問、ご意見はございませんか。

(「ありません。」の声)



二瓶議長：ただ今、事務局から提案のありました協議事項2「合併協定項目案の検討について」終了させていただきます。

### 3. 次回小委員会の開催について

二瓶議長：続きまして、会議次第(2)「次回開催日程について」事務局から説明を願います。

事務局：会議資料3ページをお開きください。第4回都市環境小委員会の開催でございますが、10月20日水曜日の13時30分、会場を釧路市交流プラザさいわい3階大ホールにて開催を予定しております。多忙な時期でございますが、委員皆様のご出席をいただきたいと思っております。

二瓶議長：ただ今、事務局から10月20日水曜日の13時30分、会場を釧路市交流プラザさいわい3階大ホールにて開催することの説明ありましたが、よろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

二瓶議長：それでは、会議次第(3)「その他」となりますが、事務局から何かありますか。

事務局：ございません。

二瓶議長：それでは、委員の皆さんから何かございますか。

(「ありません。」の声)

二瓶議長：それでは、以上で予定されておりました協議事項につきまして全て終了いたしましたので、第3回都市環境小委員会を終了させていただきます。皆様、大変ご苦労様でした。

(閉会 午後2時37分)

釧路地域4市町合併協議会小委員会設置規程第7条において準用する釧路地域4市町合併協議会会議運営規程第12条第2項の規定によりここに署名する。

釧路地域4市町合併協議会都市環境小委員会 委員長（議長） 二瓶雄吉

釧路地域4市町合併協議会都市環境小委員会 委員 金山泰明

釧路地域4市町合併協議会都市環境小委員会 委員 佐藤幸雄